

横浜市

こども食堂等活動支援補助金

どんな取組が対象？

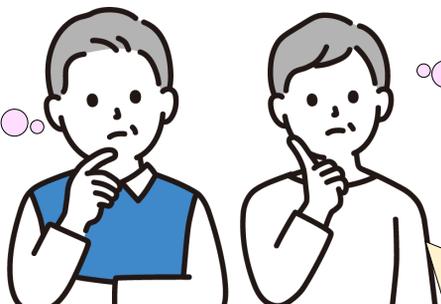
こども食堂など、身近な地域におけるこどもの居場所づくりを目的とした取組が対象となります。主な要件は以下のとおりです。

- ・月1回以上開催していること。
- ・参加費が無料または低廉であること。
- ・活動内容を事前に周知・公表していること。

補助金額は？

1開催につき1万円
(年間上限24万円)

こども食堂の
活動資金が
足りない



学習支援を
始めたい

申請期間は？

- 第1回：令和7年3月17日(月)
～5月30日(金)
第2回：令和7年8月1日(金)～29日(金)
第3回：令和7年10月1日(水)～31日(金)
第4回：令和7年12月1日(月)～26日(金)

※申請状況によって、
第2回以降の募集を行わない可能性があります。

申請は1年限り？

最長3年間申請することができます。

※令和7年度に申請した場合、
令和8年度・9年度にも
申請可能(予定)
令和6年度に申請している場合、
令和7年度も申請可能

※詳細については、横浜市ホームページに掲載している
「募集案内」「交付要綱」を必ずご確認ください。

横浜市こども食堂等活動支援補助金

検索



横浜市ホームページ
二次元バーコード

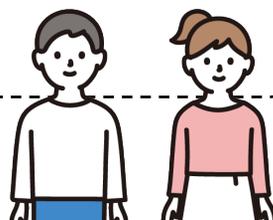
《問い合わせ》

横浜市こども青少年局地域子育て支援課（こども食堂等支援事業担当）

電話：045-671-4157 FAX：045-550-3946

E-mail：kd-kodomoibasyo@city.yokohama.lg.jp

本事業は、令和7年度の予算が横浜市議会において議決されることを停止条件とします。予算の議決がなされないときは事業を実施しません。



こども食堂等活動支援補助金の概要

取組の対象期間	令和7年4月1日～令和8年3月31日
対象となる経費	令和7年4月から令和8年3月までに支出する事業に要する経費を対象とします。※こども食堂で使用する食材費も対象となります。
交付までの流れ	<p>例：第1回締切（5/30）までに申請し、前金払いを希望する場合の目安（太枠…申請者、細枠…市）</p> <p>※余剰金が発生する場合は速やかに返金していただきます。</p>
提出が必要な申請書類	<ul style="list-style-type: none">①補助金交付申請書（第1号様式）②事業計画書（第2号様式）③収支予算書（第3号様式）（見積書等がある場合には添付）④団体等構成員名簿（第4号様式）⑤団体等の規約、定款その他これらに類する書類⑥横浜市「地域のこどもの居場所」WEBサイトへの掲載申込書・同意書兼誓約書
申請書類の入手方法	横浜市ホームページからダウンロードしてください。
申請書類の提出先	<p>E-mail、郵送または電子申請で、事務局へご提出ください。</p> <p>事務局：横浜市こども青少年局地域子育て支援課 E-mail：kd-kodomoibasyo@city.yokohama.lg.jp 郵送：〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地の10 市庁舎13階</p> <p>電子申請：以下のURLまたは二次元コードから読み込み、電子申請システムにアクセスしてください。 https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/3d59a8bf-3847-4b09-b680-130df070ba90/start</p> <p>電子申請 二次元バーコード</p>

※詳細については、横浜市ホームページに掲載している「募集案内」「交付要綱」を必ずご確認ください。

横浜市こども食堂等活動支援補助金

検索



横浜市ホームページ
二次元バーコード

